

前回定例会（平成22年4月8日）以降の原子力安全・保安院の動き

平成22年5月12日
原子力安全・保安院

1. 柏崎刈羽原子力発電所1号機の耐震安全性及び設備健全性について

(1) 耐震安全性に関して

保安院は、東京電力から提出のあった耐震設計審査指針の改訂に伴う1号機の耐震安全性評価報告書について、耐震・構造設計小委員会のワーキンググループの審議を経て厳正に評価を行った結果、保安院として1号機の耐震安全性は確保されると判断し、4月8日に報告書を取りまとめ、調査・対策委員会に報告するとともに、4月12日に内閣府原子力安全委員会に報告しました。

(2) 設備健全性評価について

保安院は、東京電力から提出された系統機能試験結果についての報告書及び今後実施されるプラント全体の機能試験・評価計画書の内容について、設備健全性評価サブワーキンググループ、調査・対策委員会での審議を踏まえ、4月8日に、1号機の系統単位の設備健全性評価に係る報告を取りまとめ、1号機の系統単位の健全性は維持されており、原子炉を起動してプラント試験を行うことについて安全上の問題はなく、また、1号機のプラント試験計画は技術基準の適合性を確認する上で必要な内容が含まれたものになっていることや地震影響を考慮した事項を追加していること等から適切であるとの評価結果を公表しました。さらに、4月12日、これらについて内閣府原子力安全委員会に対して報告しました。

今後、原子炉を起動して行うプラント全体の機能試験に対して、原子力保安検査官による立会い等を行い、同試験が適切に行われることやその結果について厳格に確認していきます。

2. 島根原子力発電所の保守管理の不備等の報告に係る各社への確認について

4月30日、中国電力から島根原子力発電所1号機及び2号機の保守管理の不備等に係る報告徴収等に対する中間的な報告を受けました。中間報告の原因分析により、点検計画表の策定段階の問題、点検の実施段階における問題、点検実績の反映段階の問題等が明らかになったことから、経済産業副大臣から中国電力に対して遺憾の意を表明するとともに、同報告書の内容を確認するために、立入検査を行うことにしました。今後6月初めに提出予定の最終報告を受けて厳正に対処することとします。また、同日、保安院は、東京電力などの各原子炉設置者に対し、保守管理の仕組みに関して、同様な問題がないか確認することを指示しました。

3. 放射性廃棄物の廃棄施設に係る設置変更許可について

昨年8月に東京電力から申請があった放射性廃棄物の廃棄施設に係る設置変更について、保安院は、4月19日、許可しました。許可の概要は以下のとおりです。

- ・ 1号炉の低電導度廃液系のろ過機能としてクラッド除去装置を廃止し、既設のろ過装置に変更する。
- ・ 2～4号炉共用及び5～7号炉共用のそれぞれの固体廃棄物処理系の固化装置の固化

材をプラスチックからセメントとし、固化対象を濃縮廃液のみとする。また、2～4号炉共用の固化装置を1号炉も共用とし、これにより1号炉の固化装置を廃止する。

- ・ 1～7号炉の雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理（モルタル）を追加し、これに伴い、固体廃棄物処理建屋（1～7号炉共用）を設置する。

4. 刈羽村議会、柏崎市議会での柏崎刈羽原子力発電所に対する確認状況のご説明について

4月20日、保安院は、柏崎刈羽原子力発電所1号機の設備健全性及び耐震安全性の確認状況について、刈羽村議会、柏崎市議会にご説明しました。

5. 住民説明会の開催について

保安院は、4月21日、刈羽村生涯学習センター「ラピカ」において、柏崎刈羽原子力発電所1号機の設備健全性及び耐震安全性の確認状況などについて住民説明会を開催しました。

また、5月10日、柏崎市と共催で、産業文化会館において、柏崎刈羽原子力発電所1号機の設備健全性及び耐震安全性の確認状況などについて市民説明会を開催しました。

6. 折込みチラシ「柏崎市、刈羽村のみなさまへ」の配布

4月28日、柏崎刈羽原子力発電所の1号機の設備健全性及び耐震安全性の確認状況などを記載した折込みチラシを、新潟日報等6紙を通じて、約3万部を柏崎刈羽地域に配布しました。

7. 平成22年度「原子力エネルギー安全月間」について

毎年5月を「原子力エネルギー安全月間」と定めており、国、事業者それぞれが様々な活動を行っています。平成22年度についても、原子力事業者における安全文化の浸透・定着、原子力安全に対する意識の高揚を図ることを目的として、各種活動を行うこととしています。

8. 平成21年度の原子力発電所の運転実績及び原子力施設におけるトラブル（経済産業省所管分）の公表

4月16日、平成21年度の原子力発電所の運転実績及び法令に基づき保安院に報告されたトラブルの状況について公表しました。

柏崎刈羽原子力発電所の設備利用率¹については、6号機は55.1%、7号機は72.3%でした。また、法令報告に該当するトラブルはありませんでした。

<中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会の開催状況>

- 4月8日 中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会
- 4月27日 構造ワーキンググループ

<検査実績（4月8日～5月12日）>

- 保安検査 : 4月16～18、21～27日
- 立入検査 : 4月9日

以上

¹ 設備利用率・・・発電電力量（kWh）／（定格電気出力（kW）×1年間の時間（h））×100（%）

平成22年4月8日
経済産業省
原子力安全・保安院

柏崎刈羽原子力発電所1号機の起動に係る安全確認について

東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所においては、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震によって全号機が停止したことから、原子力安全・保安院において、専門家のご意見を伺いつつ、安全確認に取り組んでいるところです。

このうち同発電所1号機については、本日、専門家による委員会（「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」（以下、調査・対策委員会という））において最終的な確認をいただいたことを踏まえ、保安院として、その起動につき安全上の問題はないものと判断いたしましたので、お知らせします。

1. 平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震によって、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所では、全号機が停止するに至りました。
2. 当該地震において、同発電所における「止める」、「冷やす」、「閉じこめる」の安全機能は確保されましたが、設計時における想定を上回る大きな揺れが観測されたことから、保安院としては、同発電所全号機に関し、
 - ①建屋・設備等が、中越沖地震により影響を受けたか
 - ②平成18年策定の原子力安全委員会の新耐震設計審査指針に基づき、耐震安全性を確認するにあたって想定すべき基準地震動の下でも設備の安全性が維持されるかとの視点から、専門家の御意見を伺いつつ安全確認に取り組んでいるところです。
3. また、東京電力に対して地震による施設への影響の有無について点検・評価をするとともに、中越沖地震の知見や新たに実施した地質調査などにより施設の耐震性を評価する基準とすべき基準地震動を見直し、この基準地震動の下でもプラント全体の安全性が確保されるかどうか確認するよう指示しました。東京電力による分析結果等の妥当性について、保安院として、
 - ①建屋・設備等への地震動の影響の有無について、独立行政法人原子力安全基盤機構による分析結果との比較検討

- ② 柏崎刈羽原子力保安検査官事務所の検査官自身の目によるひび割れの有無、安全設備の作動点検を含む確認
- ③ 約70人の地震学や地質学あるいは機械工学などを含む多分野の専門家による審議会等による検討
- ④ 海上音波探査における同発電所の沖合の海底活断層の調査などによって確認を進めました。

4. 現在までのところ、保安院は、同発電所7号機及び6号機について、上記の安全確認作業を進めた上で、原子炉の起動前には、建屋・設備等の健全性及び耐震安全性の評価・確認を行い、その後実施したプラント試験結果を踏まえた設備健全性の評価・確認を終了しています。いずれの号機も、原子力安全委員会の確認を経て、現在通常運転中です。

5. さらに保安院は、同発電所1号機についても、設備の点検・健全性評価や耐震安全性評価を厳格に行った結果、地震に対する建屋・設備等の健全性は維持されていること、新たに設定された基準地震動に対して建屋・設備等の安全機能は維持されることを確認し、同発電所1号機の起動につき、安全上の問題はないものと判断するに至りました。

6. 現在、残りの各号機についても、引き続き、安全確認作業を進めていくこととしています。もとより、原子力発電の推進は、徹底した安全の確保が大前提です。今後とも厳格な安全確保を進めてまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者：石垣、野口

電話：03-3501-1511(内線 4871)

03-3501-9547(直通)

原子力発電安全審査課長 野口 哲男

担当者：耐震安全審査室長 小林

電話：03-3501-1511(内線 4861)

03-3501-6289(直通)

経済産業省

平成 22・04・30 原院第 1 号

平成 22 年 4 月 30 日

中国電力株式会社島根原子力発電所第 1 号機及び第 2 号機の保守管理の不備等の報告に係る各社への確認について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 1 6 8 b - 1 0 - 2

N I S A - 1 7 1 b - 1 0 - 2

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成 22 年 4 月 30 日付け
コリ第 2 号をもって中国電力株式会社より、島根原子力発電所第 1 号機及び第
2 号機の保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施に係る報告徴収に
関する調査報告書（中間）を受領しました。

同中間報告における 1 2 3 件の事案に関する直接的な原因分析によると、点検
計画表の策定段階の問題、点検の実施段階における問題、点検実績の反映段階
の問題等が明らかとなりました。

ついては、当院は、原子炉設置者において、保守管理の仕組みに関して、同
様な問題がないかを確認することを求めます。